商標使用権許諾契約書

○○○○株式会社（以下「甲」という）と□□□□株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり契約を締結した。

第1条（目　　的）

甲は乙に対し、甲の所有にかかる下記の商標権（以下「本件商標」という）につき、商標法第３１条に定める通常使用権（以下「本件使用権」という）を許諾する。

記

本件商標登録番号 第○○○○号

商品区分 第□類

指定商品　　　　　　　　○○

商標登録設定登録日　　　○○

第２条（使用権の範囲）

本件通常使用権の範囲は次のとおりとする。

（１） 使用地域 日本全国

（２） 使用期間 平成○年○月○日より平成○年○月○日まで

（３） 使用商品 ○○（以下「本件商品」という）

第３条（商標の使用態様）

　　乙は本件商標を付した本件商品の製造・販売にあたって、別紙１に記載される態様により使用する。ただし、使用開始前に甲に見本を無償で提供し、その承諾を得なければならない。乙は、使用開始後に修正・変更する場合も同様とする。

　　２　　乙は、本件商品以外に、本件商標を付してはならない。

第４条（使用報告）

乙は甲に対し、毎月の使用状況をその翌月○日までに文書により報告する。

第５条（使用料）

①乙は甲に対し、本件商標の使用料として、本件商品に係る売上高に○％を乗じた金額を支払う。

②乙は、前条の報告後○日以内に、前項に基づき計算した使用料を甲の指定する銀口座に電信送金して振り込むことによって支払う。

第６条（記録の作成･閲覧）

①乙は、本件商品の生産数量、販売数量、純販売価額、在庫数量その他第３条の使用報告の基礎となる事項につき正確な記録を作成するものとする。

②乙は、甲の請求があったときは、いつでも前項の記録を甲又は甲の指定する第三者に閲覧させねばならないものとする。

③甲は、乙の報告の正確性を確認するために、乙の営業時間内に乙の帳簿等計算書類を自ら監査し又は甲の指定する独立した第三者に監査させることができる。当該監査に係る費用は甲の負担とする。ただし乙は当該監査に必要な協力を自らの費用負担にて行わなければならない。

第７条（再使用権）

乙は、第三者に対し本件使用権を譲渡し、又は再使用権を許諾してはならない。

第８条（権利の保全）

①乙は、第三者が本件商標を侵害したとき、又は侵害するおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を通知するとともに、その排除又は予防につき甲に協力する。

②乙は、いかなる場合にも、本件商標の有効性について争ってはならない。

第９条（商標の表示）

乙は、本件商品及び本件商品に係るカタログ等に本件商標の登録番号を表示するものとする。

第１０条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に基づき知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。

第１１条（使用料の不返還）

甲は、いかなる場合にも既に受領した使用料を返還しないものとする。

第１２条（譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約から生じる権利若しくは義務の全部又は一部を当事者の許諾なしに第三者に譲渡してはならない。

第１３条（禁止行為）

　　①乙は、本件商標と類似し又は混同を生じさせるおそれのある商標、商号その他標章を使用し又は登録してはならない。

　　②乙は、本件商標を第三者の商品又は役務と混同させ又は品質を誤認させる態様で使用してはならない。

第１４条（契約解除）

乙につき次の事由のいずれかが発生したときは、甲は通知催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

（１） 実施料の支払いを怠ったとき

（２） 正当な理由なく本契約締結後○ヶ月以内に本件特許の実施をしなかったとき

（３） 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が１通でも不渡り処分を受けたとき

（４） 租税公課の滞納処分を受けたとき

（５） 自らの債務不履行により差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき

（６） 破産、民事再生手続又は会社更生の申立をなし、又はこれらの申立がなされたとき

（７） その他本契約に違反したとき

第１５条（契約有効期間と期間の延長）

（１）本契約の有効期間は、第２条第２項に定める使用期間とする。

（２）甲または乙の申出により本契約内容の変更を行う場合には、本契約の有効期間終了○月前までに変更内容を記載した書面を相手方に提出するとともに、その書面に捺印したものを甲乙１部ずつ保有するものとする。これをもって本契約は変更部分を含めた内容にて延長することとする。

第１６条（違約金）

本契約に定めた方法で乙が使用料を支払う過程において、支払うべき金額が実際に支払った金額より少ないことが判明した場合、乙は、その差額相当額、及び差額相当額の○％相当の違約金、並びに金額の齟齬が発生した時点から支払済に至るまで年利○％の割合の金員を現金にて甲に支払わなければならない。

第１７条（契約終了後の手続）

（１）本契約期間が終了（終了原因の如何にかかわらない）した後は、乙は、本条第２項の場合を除き、本件商標を使用してはならない。

（２）本契約が期間満了により終了した場合、期間満了から○月間に限り、本件使用権に係る通常の在庫を、本契約に規定される使用料を支払うことを条件に、乙は、第三者に販売することができる。

（３）前項に定める○月経過後又は本契約が第１４条により解除された場合、乙は終了日以降、本件商標の使用を中止し、在庫を廃棄しなければならない。

第１８条（協議）

甲及び乙は、本契約に規定なき事項又は解釈に異議ある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、これを解決するものとする。

第１９条（訴訟と賠償金）

甲及び乙は、相手方が本契約を違反したと判断した場合、前条に基づく協議で解決できなかった場合、賠償金を請求することができる。

第２０条（専属管轄裁判所）

（１）本契約は日本法を準拠法として、日本法に従って解釈される。

（２）本契約に関する一切の紛争は、その訴額に応じて、○○地方裁判所の第一審専属管轄に服する。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

 甲 東京都○○区○○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 ○○　○○　　㊞

 乙 東京都○○区○○町○丁目○番○号

□□株式会社

代表取締役 □□　□□　　㊞